

社会福祉法人博美会 役員報酬規程

平成 14 年 3 月 29 日
規程第 9 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人博美会定款第 21 条及び第 8 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第 2 条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第 3 条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

2. 交通費の実費が次の費用弁償を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

1 日につき 3000 円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

1 日につき 3000 円

(改廃)

第 4 条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(費用弁償)

第 2 条 役員の費用弁償は、別表に定めるとおりとする。